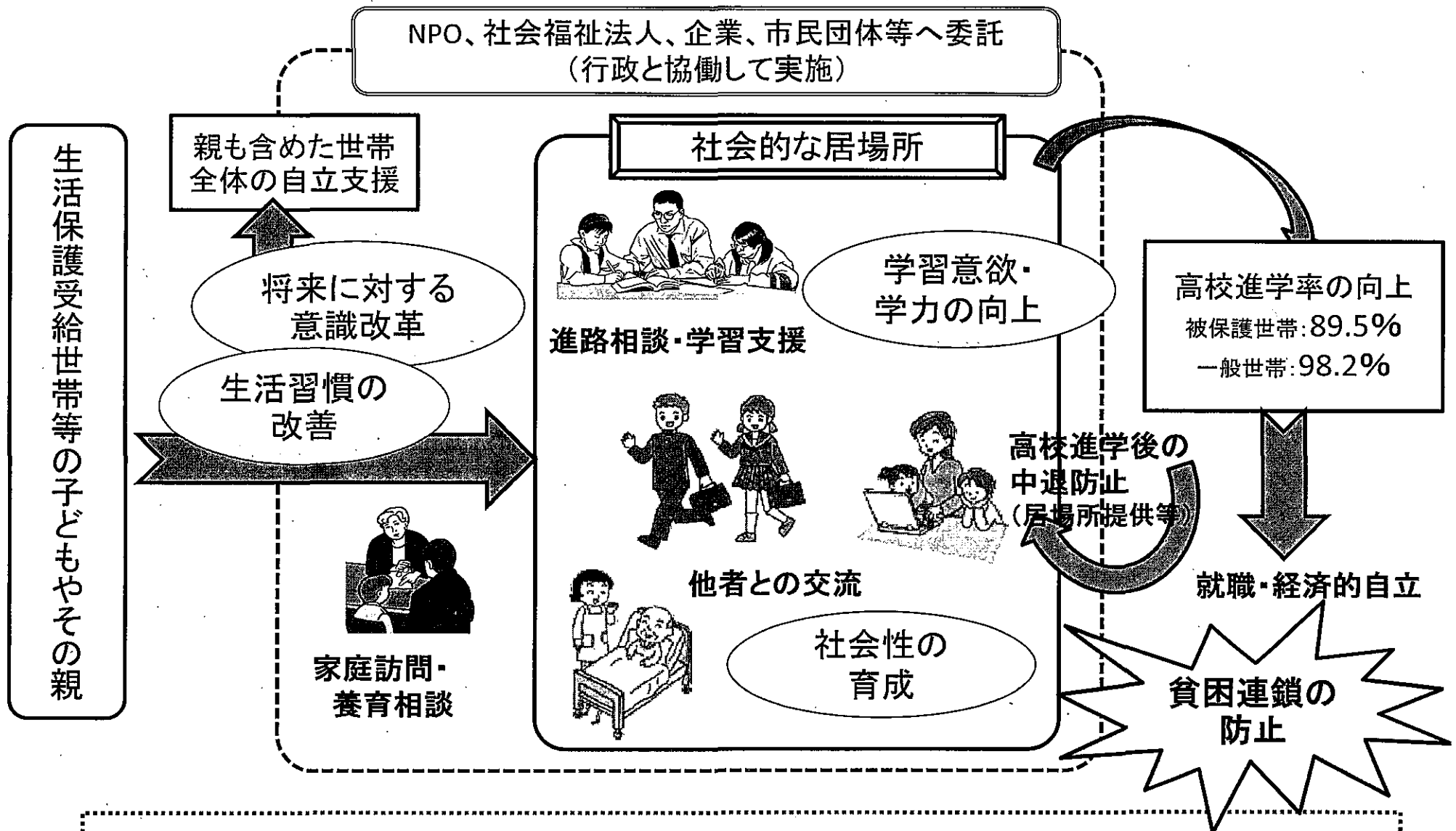


【参考】子どもの健全育成支援事業(貧困連鎖の防止)の概要

平成24年度予算(案)237億円の内数
補助率:定額(10/10相当)



<対象経費> ○相談員(コーディネーター)の人件費、活動費
○学生ボランティアの交通費 ○学習の場など会場借料 等

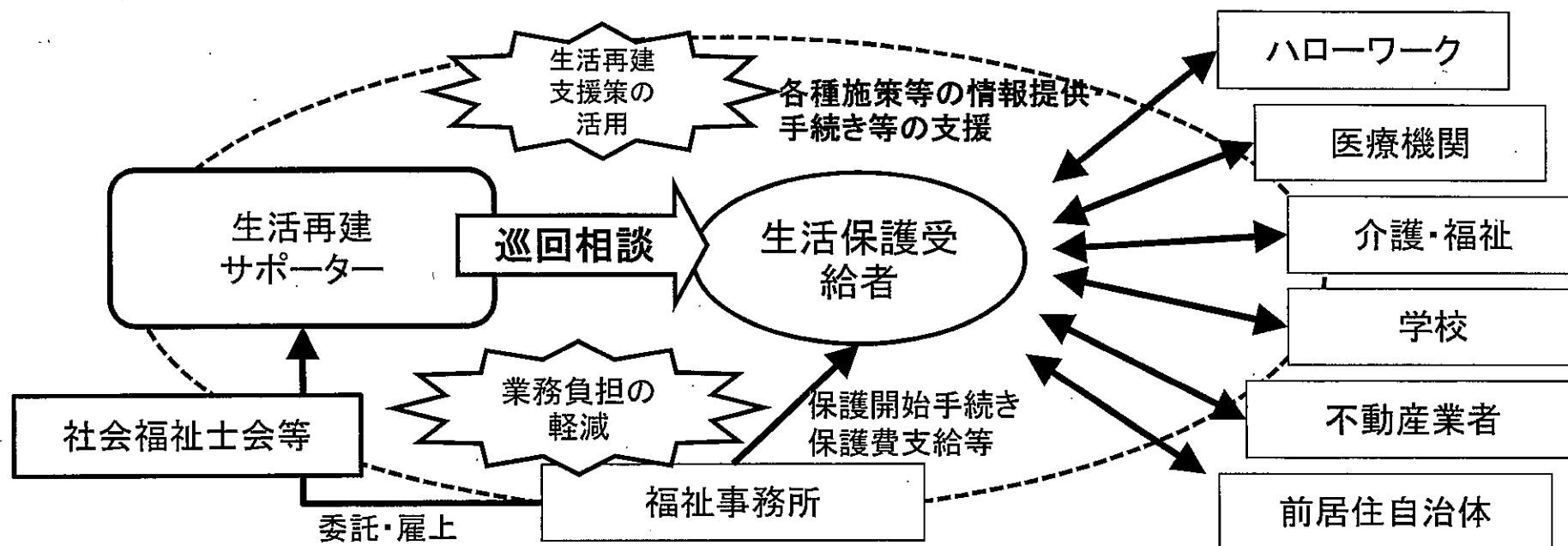
⑦ 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業の概要

平成23年度第3次補正予算 30億円
補助率: 定額(10/10相当)

- 生活保護受給者は、もともと社会的なつながりが希薄な者が多く、被災し、生活基盤の多くを失った中で、生活を再建していくためには、個別支援が必要不可欠。
- 特に、遠隔地に避難している場合は、地縁等もない中で日常生活全般にわたって様々な生活再建の支援が必要。
- 各自治体では、受給者が急増する中で業務負担が増大しており、ケースワーカーが十分な支援を行うことは困難。



- 社会福祉士会等の団体への委託や専門職員の雇上等により、東日本大震災による何らかの影響を受けた生活保護受給者（相談に来た者を含む）に対する巡回相談等を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置。
- 生活保護受給者の早期の生活再建と、被災地や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。



2 自立・就労支援の充実・強化、そのための体制整備について

「生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ」（平成23年12月12日。以下「中間とりまとめ」という。）では、生活保護受給者の自立・就労支援の充実・強化として、就労による自立の促進、生活保護に至らないための仕組みの拡充、社会的自立の促進についての施策を講じることとされた。

これまでも、各自治体には就労支援をはじめとして積極的に自立支援に取り組んで頂いているところであるが、中間とりまとめ等を踏まえて、今般、就労支援の一層の強化、就労が困難な者に対する社会的自立の支援の強化等を行うこととしているので、各自治体においてはこれらの取組を総合的に推進できるよう体制整備をお願いする。

（1）就労支援の強化について

ア 期間を定めた就労支援の実施について

中間とりまとめで、国から地方自治体に対して、期間を設定した集中的な就労支援を行うこと等を含む生活保護受給者の経験や適性等に応じた就労・自立支援の方針を提示する必要があるとされている。

今般、求職者支援制度や自立支援プログラムの活用などを含めた就労支援に係る援助方針の策定についても、追ってお示しすることとしているので予めご了承ください。

イ 就労支援体制の強化について

ハローワークへの同行や面接支援等特別なサポートを必要とする生活保護受給者の就労支援を行う就労支援員（平成24年1月現在、1,742名（就労意欲喚起を行う者等を含む。））は、就労自立に向けたきめ細かな支援のため、必要不可欠な存在となっている。（費用対効果：約2.1倍（人件費/就労・増収による保護費の減額効果））

このため、平成23年度第3次補正予算において各都道府県の基金（緊急雇用創出事業臨時特例基金・補助率10/10）の事業実施期間を平成24年度末まで延長し、これまで以上に生活保護受給者の就労支援に取り組めるよう必要な経費を確保したところである。

併せて、①昨今の生活保護受給者数の増加状況を踏まえた就労支援員の配置数の強化（平成24年度目標：全国2,200名）、②早期就労に向け集中的な就労支援を行う自治体への就労支援員の増配置を可能とする考え方の提示③就労支援員が社会的自立、日常生活自立支援に関する業務できるよう、業務範囲を追加する考え方の提示、④小規模な自治体の支援として、都道府県等で就労支援員を雇用し、複数の福祉事務所へ巡回する等の就労支援員の広域的な配置を可能とする考え方の提示、等について今年度末を目処にお示しすることとしている。各自治体においては、予めご了承くださいとともに、就労支援体制の一層の強化に取り組まれるようお願いする。

なお、平成21年度より実施している就労支援員の全国研修会は、平成24年度も開催する見込みであるので積極的な参加をお願いする。

○就労支援員等（※）配置数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年1月
就労支援員等数（人）	557	666	1,308	1,742
実施自治体数（数）	305	374	523	607
支援対象者数（人）	34,052	42,550	54,493	—

（※）就労支援に携わるその他の専門職員（就労意欲喚起等）を含む（平成22年度以降）。

○就労支援員による就労支援の費用対効果

	平成20年度	平成21年度	平成22年度（※1）
交付実績額（※2）	16.7 億円	19.6 億円	27.5 億円
効果額	45.9 億円	49.4 億円	58.2 億円
費用対効果	2.75倍	2.52倍	2.12倍
（参考）有効求人倍率	0.77	0.45	0.56

（※1）東日本大震災の影響により、一部自治体の取組状況を反映していない。

（※2）就労支援員のほか就労意欲喚起等支援事業等の就労支援に要するものを含む。

ウ 「福祉から就労」支援事業の充実について

平成23年度より、生活保護受給者等の自立支援の充実・強化を目的に、地方自治体と都道府県労働局・公共職業安定所（以下「ハローワーク等」という。）

の間で、支援対象者数等の事業目標、相互間の役割分担等を明確にした協定等に基づき連携した就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を実施しているところである。

今後、更に就労支援の強化を行うため、①就職支援ナビゲーターの増員（平成23年度700名→平成24年度1,000名）、②福祉事務所等への積極的な訪問等による生活保護申請前段階からの支援の実施、（アウトリーチによる早期アプローチ）、③キャリア・コンサルティングの重点実施、④就労後のフォローアップの実施等について平成24年度予算（案）に計上（職業安定局）している。

各自治体においては、ハローワーク等との連携をこれまで以上に強化頂くようお願いするとともに、ハローワーク等との協定を未だ締結していない自治体におかれては、早急に協定を締結頂くようお願いする。

（2）日常・社会生活及び就労自立の総合支援について【資料18P】

生活保護受給者に対する就労支援は積極的に実施されており、一定の効果を上げている。しかし、就労意欲の低い者や就職するための基本的な生活習慣に課題を有する者は、通常の就労支援のみでは就労に結びつきにくい状況にある。

そのため、平成24年度予算（案）において生活保護に至らない又は一旦保護に至ったとしても早期に脱却できるよう、従来の就労支援に加え、就労意欲が低いなど、直ちには就職には結びつきにくい者を対象に、①生活のリズムづくりなど、就労の際に求められる基本的な日常生活習慣の改善支援、②清掃、警備、介護など就労に結びつきやすい基礎技能習得や就労に必要な基礎能力の習得、③就労に結びつきやすい職種等に特化した個別求人開拓等の取組を専門職員の雇上や協力事業者等への委託等により行うことにより、日常・社会生活及び就労を総合的かつ段階的に支援する「日常・社会生活及び就労自立総合支援事業」（案）（セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数（補助率3／4））を新たに実施することとしている。

本事業は、生活保護に至る可能性のある者も対象としており、また、従来就労に結びつきにくかった者に対しても就職先を提供できる機会を提供できる事業である。各自治体においては、既存の就労支援の取組と併せて積極的に本事業を活用するようお願いする。

日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（骨子案）
（自立支援におけるトランポリン機能の強化）

1 目的

生活保護受給者及び生活保護に至る可能性のある者（以下「生活保護受給者等」という。）が生活保護に至らないように、又は早期に就労や保護から脱却できるよう生活のリズムづくりなど就労の際に必要な基本的な日常生活習慣の改善支援、就労の際に役立つ基礎技能や基礎能力の習得支援、生活保護受給者等が就職に結びつきやすい業種に特化した個別求人開拓等を総合的に支援することにより、早期就労を支援する。

2 対象者

就労が見込まれる生活保護受給者等

3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（委託可）

4 事業内容

（1）日常生活習慣の改善支援

定期的に通所させ、生活のリズムづくりや、通所先でのコミュニケーション、ビジネスマナーの習得等の支援を実施。

（2）基礎技能・基礎能力習得支援

基礎的な技能を有することにより就労に結びつきやすくなる職種に就労するために必要となる基礎能力習得支援を実施。

（3）個別求人開拓等

参加する生活保護受給者等の希望や、就労に結びつきやすい職種等に特化して行う個別求人開拓等

（4）支援メニューの調整

5 事業の実施方法

（1）事業の実施

ア 日常生活習慣の改善支援

イ 技能・能力習得支援

① 訓練先の選定

② 訓練の実施

（例）1週間に数回程度、1回数時間程度等、対象者の能力に応じて実施。

ウ 個別求人開拓

職業紹介（求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること）への該当性に留意

エ 参加状況の調整

5 その他

（3）社会福祉法人やNPO等と連携した社会的自立の強化について【資料19P】

生活保護受給者のうち、就労による自立が容易でない高齢者等については、個人

の尊厳という観点からは、より主体的に社会とのつながりを結び、社会的自立に向けて取り組んで行くことが重要である。そのため、これまで以上に社会福祉法人やNPO等の協力を得て、職員の手伝い等を行う社会貢献活動や、中間的就労の場を提供することにより、社会生活や日常生活能力の向上等を目指す取組を強化することとしている。

詳細は今年度末を目処にお示しすることとするが、下記に骨子案をお示しするので、各自治体においては、自立支援プログラムの策定、受け入れ可能な社会福祉法人やNPO等の確保、受入先との調整を行うコーディネーターの確保等により、生活保護受給者の社会的自立の支援に積極的に取り組まれるよう願います。

生活保護受給者の社会的自立の強化の促進について（骨子案）

1 趣旨

就労による自立が容易ではない生活保護受給者に対して、社会福祉法人やNPO等（以下「協力法人」という。）の協力を得て、社会貢献活動や中間的就労の活動の場を提供することにより、社会生活や日常生活能力の向上等を目指す。

2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（委託可）

3 対象者

保護の実施機関が、求職活動による早期の就労が困難であり、社会とのつながりを結び社会的自立を目指すことが必要と判断した生活保護受給者

4 事業の実施体制

（1）自立支援プログラムの策定

実施主体は、協力法人との連携方法、参加者の活動内容等を定めた自立支援プログラムを策定。

（2）受入先開拓者（コーディネーター）の設置

実施主体は、協力法人開拓や、連絡調整を行うコーディネーター設置（委託可）。コーディネーターの設置に社会的な居場所づくり支援事業の活用可。

5 事業の実施方法

（1）受入先の把握及び受入調整

協力法人の開拓、各種調整を実施

（2）受入先の決定

実施主体と協力法人で生活保護受給者に訓練の場提供の合意を書面にて確認

（3）実施主体による参加者の選定方法及び目標設定

実施主体は対象者を選定し、参加者と同じく上個人毎の目標を設定

（4）事業の実施

ア 社会貢献活動

各種訓練活動（無償のもの）

イ 中間的就労

一定程度の対価を伴った各種訓練活動

(事業内容の例)

i 職員の業務手伝活動

- ・社会福祉施設等の利用者との話相手
- ・社会福祉施設等の利用者の身の回りの世話
- ・通院、買い物、散歩等の付添い
- ・クラブ活動等での参加指導
- ・食事の配膳、片付け
- ・洗濯、清掃、草むしり等の施設管理業務等

ii その他

- ・地域交流活動への参加等

(5) 活動内容の報告

協力事業所より実施主体に参加状況の報告。

(6) 活動内容の見直し

6 その他

(1) 中間的就労及び社会貢献活動参加者に関する留意点について

本事業は、参加者を労働者として雇用することを目的とするものではないため、参加者が各種労働法規等の適用を受けることは想定されない。

しかし、労働者に該当するか否かの最終的な判断については、実態を見て判断されることとなるため、参加者が労働者に該当することのないよう留意。

(2) 損害保険等について

有事の場合に備えた損害保険等への加入について記載。

なお、保険料に要する費用について「社会的な居場所づくり支援事業」の活用可。

(4) 子どもの貧困連鎖解消に向けた取組について【資料20P】

子どもの貧困の連鎖解消については、現在の貧困・格差問題の最重要課題のひとつであり、従前より「社会的な居場所づくり支援事業」の子どもの健全育成支援として、学習支援の場の提供等を実施頂いているところである。

なお、実施状況は、以下のとおりである。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施自治体数	10	35	73

(※平成21, 22年度は子どもの健全育成支援事業として実施)

平成24年度予算(案)においては、高校進学のための学習支援等の取組に加えて、高校進学者の中退防止のための居場所の提供を行うほか、家庭訪問・養育相談等の積極的なアウトリーチ支援等の取組を強化することとしている。各自治体において

は関係機関と調整の上、これまで以上に積極的に取り組まれるようお願いする。

また、参加対象者の範囲については特段の事情がある場合を除き、原則として生活保護受給世帯の子どもとすることとしているのでご了解頂きたい。

なお、取組に当たっては、平成23年3月に作成し配布している「生活保護自立支援プログラム事例集～自立支援のためのヒント～」や「生活保護受給者の社会的な居場所づくりのための行政と協働し得る地域資源調査」により、先駆的な取組を行う自治体の事例を参考にされたい。

(5) 被災者の自立支援、就労支援策について

現在、平成23年度第三次補正予算により、被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業を実施しているところである。

本事業は、保護の実施機関に配置する生活再建サポーターが、何らか東日本大震災の影響を受けた生活保護受給者（保護の相談に来た者を含む）に対し、各種施策等の情報提供や手続き等地域の実状に応じた様々な役割を柔軟に行うことを想定しており、それにより生活保護受給者への必要な支援を行き届かせることが可能になるとともに、保護の実施機関の事務を総合的に補完できる事業である。本事業については、平成24年度においても活用可能とすることとしており、各自治体においては、引き続き雇用情勢等諸般の状況を勘案の上、積極的に取り組まれるようお願いする。

(6) 自立支援プログラムの推進等について

自立支援プログラムは、①管内の生活保護受給世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システム的な対応」を可能とするものである。

各自治体においては、これまで以上に就労支援に取り組んで頂くとともに、子どもの健全育成に関する支援や、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援についてもより一層強化するようお願いする。

なお、新たに自立支援プログラムに取り組む際は、平成23年3月に作成し配布している「生活保護自立支援プログラム事例集～自立支援のためのヒント～」等により、先駆的な取組を行う自治体の事例を参考にされたい。

○自立支援プログラムの策定状況

	平成22年度(※)	平成21年度	増 加 数
経済的自立に関する自立支援プログラム (生活保護受給者等就労支援事業分を除く)	1,614	1,549	65
策定自治体数	856	846	10
日常生活自立に関する自立支援プログラム	2,048	2,008	40
策定自治体数	816	804	12
社会生活自立に関する自立支援プログラム	303	307	-4
策定自治体数	211	210	1
合 計	3,965	3,864	101

(単位：プログラム)

(※) 東日本大震災の影響により、一部自治体の取組状況を反映していない。 社会・援護局保護課調べ

○自立支援プログラムへの参加状況

	平成22年度(※)	平成21年度	増 加 数
経済的自立に関する自立支援プログラム (生活保護受給者等就労支援事業分を除く)	153,415	124,210	29,205
日常生活自立に関する自立支援プログラム	39,874	36,246	3,628
社会生活自立に関する自立支援プログラム	20,324	16,597	3,727
合 計	213,613	177,053	36,560

(単位：人)

(※) 東日本大震災の影響により、一部自治体の取組状況を反映していない。 社会・援護局保護課調べ

○就労支援に関する自立支援プログラムの状況 (生活保護受給者等就労支援事業分を含む)

		平成22年度(※)	平成21年度	平成20年度
就労支援に関する プログラム	策定プログラム数	2,174	2,087	2,093
	参加者数	88,631	74,519	65,206

(※) 東日本大震災の影響により、一部自治体の取組状況を反映していない。
社会・援護局保護課・職業安定局就労支援室調べ

(7) ケースワーク業務の外部委託等の推進について

福祉事務所におけるケースワーク業務については、生活保護受給者（特に稼働年齢層の者）の急増にケースワーカーの増員が追いつかず、個々のケースワーカーに

よる支援も限界に近づきつつある。生活保護受給者の自立に向けてはきめ細やかな「伴走型支援」が必要であり、こうした状況は見直す必要がある。

これまでも、自立支援策の強化として、自立支援プログラムとして整備の上、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、就労支援員の雇用や外部と契約を締結し就労支援業務を外部委託するほか、セーフティネット事業費補助金の自立支援プログラム策定実施推進事業等を活用し、専門職員の雇用や子どもの健全育成に関する業務を外部委託する等の取組が見られるところである。

一方、生活保護業務の適正な運営のためには、その他のケースワーク業務内容についても効率的に実施する必要がある。一部の自治体において実施されているが、同補助金の生活保護適正化実施推進等事業を活用等して、年金受給権等の収入資産状況の把握のための専門職員の雇用や、レセプトやケアプラン点検等の業務についての外部委託が可能であるので、自立支援の取組と併せて積極的に取り組まれるようお願いする。